

**「日本はひとつ」しごとプロジェクトの1年の取組**  
**～東日本大震災からの雇用復興に向けて～**



日本はひとつ  
しごとプロジェクト

平成24年3月  
厚生労働省職業安定局



# 目次

はじめに

第一章 震災発生からの当面の緊急措置	・・・・・・・・	1
第二章 震災からの復旧支援の推進	・・・・・・・・	15
第三章 本格的な復興段階に向けた対策の推進	・・・・・・・・	24
第四章 被災者を取りまく現在の雇用状況と今後の課題	・	33

(参考資料編)

○ 震災被災地の現在の雇用情勢	・・・・・・・・	40
○ 雇用労働対策に関する震災から1年の歩み	・・・・・・・・	51



## はじめに

2011年3月11日、牡鹿半島の東南東約130km付近の深さ約24kmを震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、日本国内の観測史上最大の地震であった。

死者15,846名、重軽傷者6,011名、行方不明者3,320名の人的被害、全壊128,554戸、半壊243,430戸の建築物被害（2012年2月6日現在、警察庁HPによる）をもたらした東北地方太平洋沖地震に端を発する東日本大震災は、まさに未曾有の国難であり、今なお、日本は、津波の被害や東京電力福島第一原子力発電所の事故などから立ち直るには至っていない。

本報告では、この国難に、私たち厚生労働省の雇用労働対策に関わる職員が、どのように受け止め、雇用復興のために取り組んできたのか、震災から1年の軌跡を整理した。

この1年間、私たちは一同、関係省庁・自治体、民間団体の枠を超え、まさに「日本はひとつ」となって、被災地の就労支援・雇用創出に取り組み、一定の成果をあげてきた。



岩手県陸前高田市 奇跡の一本松

しかし、一方で、震災から1年が経過してなお、愛する人や土地を失った悲しみから立ち直れずに、未だ就労に向けた第一歩を踏み出せない方や、就きたいと思える職が見つからずに困難に立ち向かっている方も多くいらっしゃることを、改めて念頭におかなければならない。

こうした被災された方1人1人に届くような雇用支援を実施するため、これまでの経過を一度整理することは必要な作業であろう。

「東日本大震災からの復興の基本方針」にあるとおり、まさに、「被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うもの」となるよう、被災地域の雇用復興により日本全体の再生を図っていきたい。本報告は、その礎となるものとする。

平成24年3月9日



# 第一章 震災発生からの当面の緊急措置

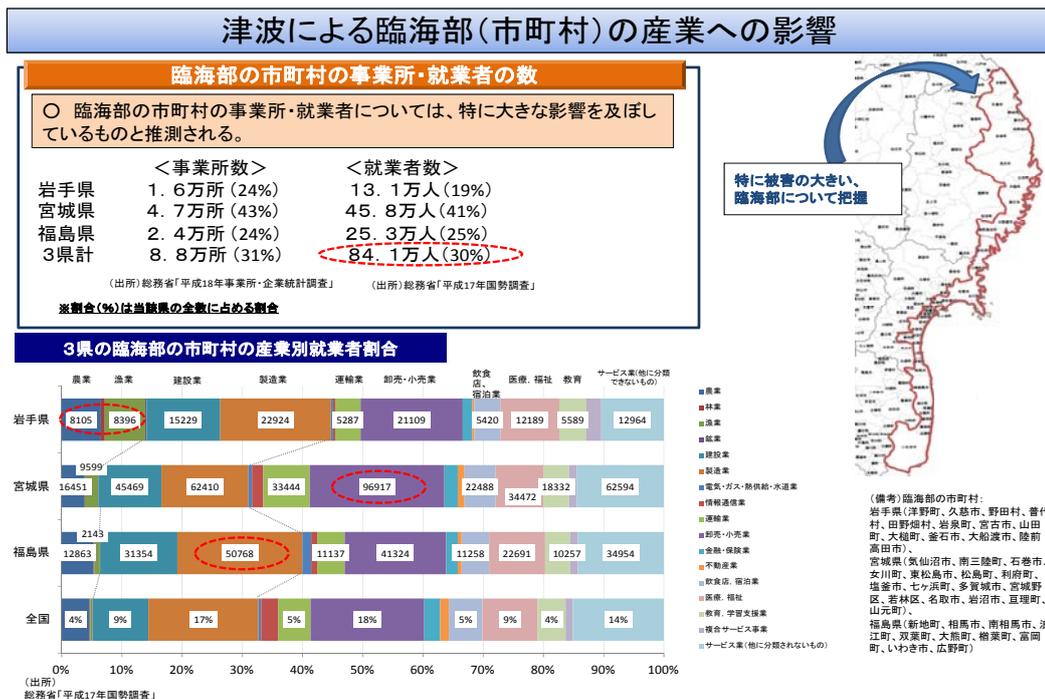
## 1 震災発生からの初動の対応

3月11日、14時46分、東北地方太平洋沖地震は発生した。

厚生労働省の入る合同庁舎五号館も直ちに全員待避の指示が出され、職員一同全体像のつかめないまま庁舎の目の前にある日比谷公園に2時間ほどの避難を余儀なくされた。雨の降り始めた17時前、ようやく庁舎への立ち入りが可能になり、報道されている情報を目の当たりにしたとき、過去に類をみない大変な事態であることを職員一同知るに至った。

被災地では、ハローワーク気仙沼が津波の被害により使用できなくなるなど、大きな被害が生じた庁舎もあったが、被害が甚大な地域にありながら庁舎が使用可能であったハローワーク大船渡、ハローワーク石巻等においては、地域住民の避難所として開放し、多くの避難民を受け入れ、ラジオによる情報提供や飲み水の提供などの対応を行った。

一方、当日は、首都圏でも大量の帰宅難民が発生し、合同庁舎五号館の講堂や、ハローワーク新宿など都内5カ所のハローワークも帰宅できない人々に開放されたが、一方、厚生労働省では、政府全体の緊急災害対策本部発足を受ける形で、震災当日には、厚生労働省災害対策本部（本部長：細川厚生労働大臣（当時））を発足させ、被災地の情報収集・緊急対策の速やかな実施に努めた。



職業安定局でも、まずは、被災地の労働局やハローワークを通じて情報収集を図るとともに、13日には休業中であっても失業給付の支給を受けられる特例措置を講じるなどの措置を緊急に講じた。当初、被災地をおそった甚大な被害故に十分な情報収集を図ることができず、また、首都圏でも震災発生後の週明けは計画停電の影響による交通網の麻痺や断続的に続く余震、ハローワークの全国ネットを支えるハローワークシステムへの影響など混乱は続いたが、過去の災害や震災を受けて実施した雇用対策の実績を踏まえ、初動で必要と考えられる対策を打ち出していった。

### (1) 当面の生活対策

被災地には、津波や火災などによって住居を失い、遠方に避難する方々が多く出ることが、まずは想定された。

このため、震災発生翌12日には、独立行政法人雇用・能力開発機構（現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に対して、災害の影響で住宅の倒壊等により居住できなくなった被災者を、全国の雇用促進住宅で受け入れるよう要請した。また、19日には、東京電力福島第一原子力発電所周辺からの自主避難を含む避難者についても、同様に当住宅で受け入れるよう要請するに至った。

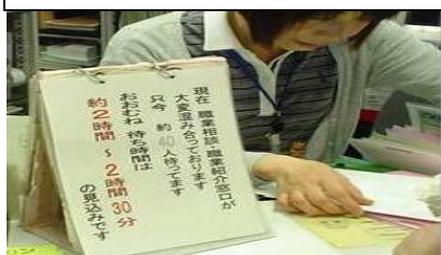
また、当初は、これまでの災害発生時の取扱いを踏まえ、6ヶ月間の貸与としていたものの、被害状況が明らかになるにつれ、避難の長期化が避けられないことが明白となったことから、被災者の要望等を踏まえ、被災者が希望すれば、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。

※入居決定戸数 7,285戸（平成24年2月9日現在）

一方、被災地では、ハローワークに職業相談や生活相談などのために訪問する方や今後の事業展開に関連した相談などのために訪問する事業主が増えることが想定されたため、12日、被災地のハローワークには、特別相談窓口を設置した。その後、遠方避難者も続々と増えることが見込まれたことから、25日には被災地以外のハローワークでも被災者用の特別相談窓口を設置し、被災者が適切な相談を受けることができるよう努めた。こうした支援を円滑に行うた



ハローワーク郡山の混雑の様子



め、個別にきめ細かな支援を心がけるのは当然のことであるが、就労支援を必要としている被災者のおかれた全体像を把握する必要が欠かせないことから、ハローワークの全国ネットを活かす方策の1つとして、東北地方太平洋沖地震被災者を統計的に把握するための取組も、週明けの14日から行った。

また、東日本大震災により従前利用していたハローワーク等の利用が困難となった求職者等に対しては、ハローワークの付属施設で、各施設の対象者以外の方についても、生活支援や職業紹介等の行政サービスを適切に実施するよう心がけた。

## (2) 就職支援・マッチング支援

ハローワークの職業紹介業務を円滑に実施するため、求職者に対しては、本人の状況確認、求職希望条件の確認等を、求人企業に対しては、被災求職者の雇い入れ等に係る求人の留意事項（面接・赴任旅費の負担等の確認等）を確認するよう徹底し、マッチング機能の向上を図った。

そのうえで、当時、避難所等に避難している方の多くは、ハローワークに来訪するのが困難な状況にあったことから、避難所等への出張相談等を積極的に実施し、避難者の現状把握に努めるとともに、合同就職面接会の積極的な実施も行った。なお、出張相談に当たっては、就業していた事業所の消失による賃金の未払いや労災保険給付等、労働基準関係の相談や住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談もできるよう、労働基準監督署や市町村、年金事務所等と連携したワンストップサービスを心掛けた。

- ・出張相談件数…（全国 4,946 回、20,214 件（1/31 現在））
- ・合同就職面接会実施件数…（全国 87 回（1/31 現在））



出張相談の様子（福島労働局）

また、被災地の雇用機会が非常に限られている中で、遠方に避難する方も出てきていたことから、全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者に対して優先的な取扱いや、社宅・寮の確保など一定の配慮を行う求人確保を指示した。24日には、震災により離職を余儀なくされた求職者の早期再就職を支援するため、災害救助法適用地域（東京都を除く）を、職業転換給付金のうち「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる地域として指定した。

### (3) 新卒者の支援

被災地の就職支援で被災後もっとも直近の課題として懸念されたのは、3月という時期的な要因もあって、新卒者の就職支援であった。

このため、3月22日には、東日本大震災により、被災新卒者の就職活動に支障を来すことのないよう、厚生労働大臣及び文部科学大臣から主要経済団体等（258団体）に要請を行うとともに、内定取消し者等に対する就職支援等を実施した。具体的には、採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力することや、一方で、現在就職活動中の大学生等に関しては被災地居住者であることによる不利益を最大限縮小させるため、大学生等の採用選考活動に当たり、エントリーシートの提出の締切り等について柔軟に対応すること等を要請した。

こうした要請にあわせる形で、28日には、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案を確認し、必要に応じて当該事業所を管轄するハローワークと連携して事業主への指導等を実施するとともに、内定取り消しを受けた学生に対するジョブサポーターなどを活用した集中的な就職支援の実施を指示した。こうした取組のほか、後ほど説明するが、奨励金の拡充措置も講じる等の集中的な支援の結果、8月までに、内定取消し者（全469名）のうち307名の就職が実現したほか、入職時期繰り下げ者（全2,556名）のうち2,330名が入職済みとなった。

### (4) 雇用維持・失業者支援

震災の発生翌日には、過去の震災発生時の教訓を活かし、災害救助法の指定地域にある事業所の事業が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合も雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施するとともに、翌13日には、「東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施した。これにより、被災者にとっては失業・離職という選択肢を取らずに、一定期間の所得保障を受けることが可能になった。

また、自宅を失い、遠方に避難している被災者のために、住居を管轄するハローワーク以外のハローワークでも受給できる特例を、12日から実施した。さらに、休業中も受給できる特例により受給する際に必要となる休業票の作成に当たって、災害の影響や被災者の避難状況により、証拠書

類の確認が困難な場合等もあることから、特例的に、関係者の証言や当該地域での賃金相場等に基づき職権により休業票を作成することができることにする等の措置も講じた。

一方、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い従業員の雇用を維持した場合に、それにかかった費用の一部を助成する雇用調整助成金に関しては、17日に、震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業所のうち、特に被害の大きかった青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、

- ・ 震災により突然休業を余儀なくされた場合に速やかな支援を実施することができるよう、生産量等の確認期間を最近3か月から最近1か月に短縮
- ・ 生産量等が減少する「見込み」の場合でも申請を可能にする
- ・ 本来は事前に休業等実施計画届を提出する必要があるが、震災による混乱の中で、事前提出の難しい状況が予想されたこと及び被災地では休業が実施されることがある程度明白であったことから、計画が提出される前に実施された休業についても、事後に計画届が提出された場合、3月11日まで遡って助成対象とする

等の支援を実施することを通知した。

当助成金の取組は政策的インパクトも大きいことから、経済団体や関係省庁へ周知を依頼し、また、各種説明会による周知（労働局における説明会、社会保険労務士会や事業主団体への説明）に努めた。

また、3月28日及び30日には、事業主が、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、厚生労働大臣名で人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を行った。

さらに、4月1日には、民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする、業務実施方法についての要件を緩和するなどの措置を講じた。

## （5）体制の構築

被災地では、震災後ハローワークに来訪する人々の数が爆発的に増えたことから、被災3県内の被災地域のハローワークでは平日の開庁時間の延長や土日祝日の開庁を行うとともに、これまで以上にきめ細かな行政サービスを実施するため、体制の構築が必要となった。



**神奈川労働局の応援派遣職員による相談の様子(石巻所)**

このため、まず初動では、厚生労働省本省の職員で、過去にハローワークの窓口で勤務した経験を有する者などを、4月3日から被災3県に応援派遣するとともに、震災対応のための職業相談員（一般）を被災3県合計で160名増員した。

その後、甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島局での行政需要が当面高止まりすることが予想されたこともあり、こうした支援体制を維持する必要性から、3県の労働局に対し、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用調整助成金をはじめとする助成金審査業務、労災保険給付業務、未払賃金立替払事業の認定・確認業務、災害復旧工事等に対する安全衛生指導・監督指導等の業務を迅速かつ適切に処理するため、全国ネットワークを活かして、4月10日から全国規模での応援派遣を実施した。これまでに、全国の都道府県労働局から延べ20,576人（岩手5,424人、宮城10,403人、福島4,749人。平成24年2月25日現在）の業務に精通した職員の派遣を実施し、被災地で急増した業務の迅速かつ的確な処理に寄与した。なお、こうした業務に精通した職員を派遣することによる、被災地外の負担を軽減するため、事後に相談員の補充等による対応を行っている。

※ 応援派遣については「政府広報オンライン」HP「全国からの応援で被災者の就労支援「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取り組み」（以下URL）を参照

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/201111/torikumi/hwsendai.html>

一方、首都圏では、東京電力福島第一原子力発電所の事故等に伴う計画停電により、ハローワークシステムが停止を余儀なくされた場合や、各ハローワーク内が停電となった場合の対応などを予め整理する必要などにも迫られた。実際には、システムが停止したハローワークもあったが、大きな混乱は生じず、業務を遂行することができた。

## （6）職業訓練の特例等

震災の被害は職業訓練を行う施設にも及び、これによって訓練を継続して実施することが困難となったものも出てきた。このため、訓練の受講者及び訓練実施機関の被る不利益に対応するため、訓練期間、修了要件、受講期間中の給付の特例などを実施した。

## 2 被災者等就労支援・雇用創出推進会議の立ち上げ

震災から1週間経過した17日には、防災担当大臣を本部長とする被災者生活支援特別対策本部（支援チーム）が設置され、物資調達や避難所支援などが本格化されるに至った。

被災地の復旧・復興に向けた最重要課題の1つである雇用についても、「就労支援・雇用創出」という観点に立ち、政府一体で実施する必要があることから、関係省庁の連絡会議を開催することになり、26日、事務次官等の参集する会議で了承され、連絡会議が発足することになった。

こうした連絡会議は、通常の場合、事務局を内閣官房もしくは内閣府が務めることとなるが、震災後の混乱で両者とも人手が不足していたことや、緊急事態においては雇用対策に精通した厚生労働省がイニシアティブを發揮したほうが円滑な支援につながるという考えにより、厚生労働省職業安定局雇用政策課が事務局を務めることになった。

政府緊急災害対策本部に設置された被災者等生活支援チームの下の検討会という位置づけで発足し、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」と名付けられた当会議は、当初、総務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、環境省の6省庁で発足し、後に内閣府、文部科学省が加わることになった。

座長は小宮山厚生労働副大臣（当時）、事務局長を小林厚生労働大臣政務官（当時）、津川国土交通大臣政務官（当時）が務めた。なお、現在は牧厚生労働副大臣が座長、津田厚生労働大臣政務官と津川国土交通大臣政務官が事務局長となっている。

## 3 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1の取りまとめ・実施

3月26日土曜日に発足することになった当会議は、28日に第1回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催するため、土日を徹して作業が進められた。こうして迎えた第一回会議では、松本内閣府防災担当大臣（当時）、平野同副大臣（当時）も出席され、設置要綱の確認、各省の取組状況、今後概ね1週間で当面の施策をとりまとめる旨のスケジュールが了承された。

31日の第2回会議で、施策とりまとめの骨子として

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
  - ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。
- という基本方針及び、「復旧事業等による確実な雇用創出」「被災した方々と

しごととのマッチング体制の構築」「被災した方々の雇用の維持・確保」からなる3本柱を策定した。

#### 被災者等就労支援・雇用創出推進会議の様子



そして、震災から約1ヶ月を経過した4月5日の第3回会議の場で、緊急総合対策として「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1がとりまとめられた。

震災から1ヶ月を経過した4月は、被災地の雇用情勢に、ちょうど、急激に震災の影響が見え始めてきた

頃であった。被災3県の新規求職者数が4月には48,947人（前月比74.3%増）となったほか、雇用保険受給資格決定件数は43,944人（前年同期比213.1%増）となり、ハローワークには、開庁時間前から入り口前に行列ができ、時間中も庁舎内に求職者があふれかえるような事態になった。

一方、世界有数の技術を有する多くの事業所が被災により生産活動の停止を余儀なくされたことにより、サプライチェーンが寸断され、被災地以外の事業所でも生産活動の停止を余儀なくされる事態となった。このことは、図らずも日本の技術力が依然として高いことを明らかにしたが、全体的には、電力問題、1ドル70円台の円ドル水準等とあわせて、我が国の経済システムが抱える潜在的な脆弱性を顕在化させた。

こうした問題がまさに顕在化しようとしていた4月5日、予算措置や法律措置などを講じずに実施できるものとして取りまとめられた「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を踏まえ、厚生労働省としては、以下のとおり対策を講じていった。

## <「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1概要>

### 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

#### 1. 基本的対処方針

平成23年4月5日



- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

#### 2. 当面の緊急総合対策

##### 復旧事業等による確実な雇用創出

- 復旧事業の推進
  - ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
  - ・被災住宅の補修・再建
- ◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充
  - ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
  - ・雇用期間の1年の制限を廃止
- ◎地元優先雇用への取組
  - ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
  - ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
  - ・被災離職者を対象とした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

##### 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

- (1) 被災地におけるマッチング機能強化
  - 「日本はひとつ」しごと協議会の創設
    - ・都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置
  - 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大
    - ・避難所へのきめ細かな出張相談
    - ・農林漁業者、自営業者に対する支援
    - ・職業訓練の機動的な拡充・実施
  - 被災地域の就労支援等
    - ・被災者向けの合同企業説明会の開催
    - ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘
- (2) 被災地以外におけるマッチング機能強化
  - ・住居の確保・地元生活情報の提供
  - ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

##### 被災した方々の雇用の維持・確保

- ◎雇用調整助成金の拡充
  - ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
  - ・被災地の事業所等との取引関係が緊密な被災地外の事業所等に新たに特例措置
- 中小企業者等の経営再建支援
- 新卒者の内定取消しの防止等
  - ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
  - ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
    - ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
    - ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表
- 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

#### 3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

### (1) 復旧事業等による確実な雇用創出

#### ① 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

被災した方々の雇用の場を確保するため、リーマンショック以後に都道府県に設置した重点分野雇用創造事業の基金を活用して、当該事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加した。避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど被災した方々を雇用して幅広い事業を展開できるようにする措置であった。



雇用創出基金事業により、仮設住宅に避難している方を雇用。  
仮設住宅の運営（コミュニティづくりのサポート等に従事）に従事

当該事業は、既存のスキームを活用したこともあり、各都道府県の初動の動きも早く、被災3県では4月中に合計12,000人分の雇用創出計画を立て、県民の雇用に対する不安を払拭することにつながった。例えば、岩手県では臨時職員として直接雇用する120人分を4

月 7 日からハローワークで募集開始する等といった迅速な対応であった。  
その後の予算措置なども含め、現在のところ、当該事業では被災 3 県で約 29,600 人の雇用創出を図っている。

また、重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間は、現行最長 1 年以内とされているが、被災した方々については雇用契約の更新を可能として 1 年を超えて雇用できるようにする措置も講じた。

## ② 地元優先雇用への取組み

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- ・ 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）
- ・ 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- ・ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金（平成 23 年 5 月 2 日に創設する被災者雇用開発助成金（大企業 50 万円、中小企業 90 万円））やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する

といった取組を行った。

このため、4 月 5 日には、関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出を関係 460 団体に要請した。また、応急仮設住宅建設では、地元事業者の活用に向けた各県の取組を支援するため、事業者の応募条件の整理等にも協力し、被災 3 県で県内事業者の公募が実現した。フェーズ 1 で設置された「日本はひとつ」しごと協議会には、各県の建設業協会の長等にも参加いただき、地元企業活用の方策を議論するとともに、こうした事業者の求人情報がハローワークに提出されるよう協力体制を構築した。この結果、被災 3 県の建設業の新規求人数は 4 月から本年 1 月までの合計で約 50,000 件の規模となる等の成果をあげた。

## （2）被災した方々としごととのマッチング体制の構築

### ① 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を、被災した方々の就労に確実に繋げていくためには、自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図る必要があ

る。

このため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体等が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し、

- ・ 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・ 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- ・ 復旧事業の求人のハローワークへの提出

といった点について地域レベルで合意し推進することにした。

この結果、全ての都道府県で4月28日までに同協議会は設置され、被災者の就労支援に向けた地域の協力体制を構築している。



宮城県 「日本はひとつ」しごと協議会の様子

## ② ハローワーク機能の拡大

被災地の広範な地域で長期間の避難所暮らしを強いられている方の自立を促すとともに、農林漁業が盛んな地域特有の多様な就労ニーズを適切に就労につなげていく必要があると考えられるため、これに対応すべく、以下のとおりハローワークの機能を拡大した。

### 1) 様々な機関とのネットワークの構築

ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災した方々のニーズに対応した求人を開拓することを指示した。

この取組は、各労働局が事務局を務めている「日本はひとつ」しごと協議会の枠組を活用しつつ、ハローワーク単位でのネットワークを構築することを求めるものである。

## 2) 避難所へのきめ細かな出張相談

フェーズ1の策定前から既に取り組んでいたが、ハローワーク職員が避難所に赴き、被災した方々に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスや、様々な機関の支援策を情報提供することを改めて整理・指示した。なお、遠隔地への就職を希望される被災した方には職業転換給付金を活用した移転費用支援などを行うことにした。

## 3) 農林漁業者、自営業者に対する支援

ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災地の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援することにした。復興までの間、被災地以外の農業への就職を希望する者の広域職業紹介を農林水産省等と協力して実施するため、

- ・ 水産庁から提供された漁業者受入事業所情報を、被災地等の避難所やハローワーク、当管内の漁協などに情報提供し、職業相談などを適切に行うこと
- ・ 全国農業会議所・全国新規就農相談センターから提供された農業分野に関する被災者支援求人情報を、被災地等の避難所や、ハローワーク、当管内の農協などに情報提供し、職業相談などを適切に行うこと

等の指示が4月中には出された。

こうした取組は、農林漁業者の地元を離れたくないという思いや、特に漁業に関しては三陸海岸が日本有数の豊かな漁場であったこと、復興に向けた目処が未だ見えない部分があること等により、大規模な移転にはつながらなかったが、

- ・ 全国農業会議所等が（社）日本農業法人協会と協力して収集した377人の求人情報のうち、26名が雇用（12月13日時点）
- ・ 水産庁が収集した被災者用漁業関係求人情報206人のうち、6名が雇用（1月13日時点）

など、広域就職を希望される方を、1人1人きめ細かく就職支援することに繋がると言える。

## 4) 職業訓練の機動的な拡充・実施

訓練定員の拡充や災害復旧のための建設機械の運転に必要な技能や知識を取得する被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等における公共職業訓練を機動的に拡充・実施した

(なお、その後緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練(以下「基金訓練」という。)及び求職者支援訓練でも、特別訓練コースの設定を認めることにした)。平成24年1月までに被災3県において610名分の震災対策の公的職業訓練(特別コース)を実施している(内訳:公共職業訓練341名分、基金訓練及び求職者支援訓練269名分)。



**特別訓練コースの実施(岩手県宮古市)**

なお、訓練施設が被害を受け、公共職業訓練の実施が困難となった場合の受講者(訓練延長給付の受給者)などへの対応について、①他の訓練をハローワークの受講指示により受講することになった場合は前後の訓練の間の期間も含め他の訓練を受け終わるまでの期間について訓練延長給付を支給すること、②他の訓練が短期間で見つからない場合も他の訓練に移行するための求職活動を行っている間については、受講指示を取り消さず、当初の訓練期間を限度として訓練延長給付を支給すること、などの対応を行った。

### (3) 被災した方々の雇用の維持・確保

#### ① 雇用調整助成金の特例

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域が対象となっていた雇用調整助成金の特例措置を、4月5日に栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域にも拡大した。また、これに加えて、被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていたことから、被災地の事業所と一定規模以上の経済的関係を有する被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所についても特例の対象とした(休業等実施計画届の事後提出の特例を除く)。

また、津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図った。

#### ② 被災した学卒未就職者の支援の充実

4月6日から、ハローワークの紹介により、被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金については、支給金額の拡充・要件緩和を実施した。卒業後3年以内の既卒者(高校・大学等が対象)を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行

させる事業主に対し、ハローワークで支給する奨励金について、被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、50万円から60万円に拡充する等の措置を講じた。

### ③ 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

東日本大震災による経済活動と解雇、雇止め、いわゆる「派遣切り」など雇用への影響が懸念される中、できる限り雇用の安定を図るため、被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談対応をするための「緊急相談窓口」の開設や、産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇等への相談対応のため、被災地を中心とする雇用均等室に「雇用均等特別相談窓口」を設置した。

また、事業主への周知を図るため、人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、事業主が雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣の名により要請を実施した。

こうした取組により、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の維持・確保を図った。